

議第22号

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年3月1日

草津市長 橋川 渉

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例

草津市医療費特別助成条例（昭和53年草津市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ中「知能指数が50以下」を「知的障害の程度が軽度以上」に改め、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号を同条第11号とし、同条第9号中「心身障害者（児）」を「心身障害者（児）（本市の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、滋賀県内の他の市町から本市の区域内に住所を変更したと認められる者（次のいずれかに該当する者を除く。）であつて、当該心身障害者（児）または当該心身障害者（児）の扶養義務者等（配偶者または民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者のうち主として当該心身障害者（児）の生計を維持するものをいう。以下同じ。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものを除く。）」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第10号とする。

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するもの（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者を除く。）

イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けた者で、恩給法別表第1号表の2に定める障害の程度が特別項症から第4項症までに該当するもの

ウ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するものを除く。）または軽度と判定された者

エ その他市長が特に必要と認める者

第2条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 障害者支援施設等 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設その他規則で定める施設をいう。

第2条の次に次の2条を加える。

（住所地特例）

第2条の2 次に掲げる心身障害者（児）（前条第10号アからエまでのいずれかに該当する者を除く。）であつて、当該心身障害者（児）または当該心身障害者（児）の扶養義務者等の前

年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、前条第10号に規定する助成対象者とみなす。

(1) 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる心身障害者（児）（当該心身障害者（児）が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に本市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。）。ただし、当該心身障害者（児）に扶養義務者等がある場合にあつては、当該扶養義務者等が本市の区域内に住所を有するときに限る。

(2) 滋賀県内の他の市町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所する心身障害者（児）の扶養義務者等が本市の区域内に住所を変更したと認められる場合の当該心身障害者（児）
(助成の制限)

第2条の3 第2条第10号および前条の規定にかかわらず、他の市町村の行う助成の対象となる者は、助成対象者としなない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市医療費特別助成条例第2条の2の規定は、この条例の施行の日前に滋賀県内の他の市町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、本市から当該他の市町の区域内に住所を変更したと認められる心身障害者（児）および滋賀県内の他の市町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所する心身障害者（児）の扶養義務者等が本市の区域内に住所を変更したと認められる場合の当該心身障害者（児）についても適用する。